

知っておきたい最新著作権判決例 4

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会 北岡 弘章

要 約

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。本判決は、フラダンスをめぐる著作権侵害に関する事案であり、舞踏の著作物として著作物性が肯定され、上演の差止、損害賠償が認められた事案である。舞踏の著作物性が争われた事案は少なく、一般的には舞踏の著作物においては著作物性が認められにくいとされていることから、著作物性が認められた本判決は、舞踏の著作物に関する創作性の判断を検討する上で参考となる判決である。

フラダンスの振付事件

フラダンスの著作物性が争われた事例

大地判平 30・9・20 平成 27 年（ワ）2570
(裁判所 HP)

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説

1. 事案の概要

(1) 当事者

原告：クムフラ（フラダンスの師匠ないし指導者）

被告：フラダンスの教授等を行う会社

(2) 結論

請求一部認容

(3) 関係条文

著 10 条／著 22 条／著 112 条／民 709 条

(4) キーワード

舞踏の著作物、音楽の著作物、振付の著作物性、上演権、既存のものとは異なる顕著に新規なもの

(5) 概要

ハワイに在住するクムフラ（フラダンスの師匠ないし指導者）である原告が、被告（フラダンスの教授やイベント企画等を行う会社）と、被告ないし被告が実質的に運営する訴外九州ハワイアン協会（以下「協会」という）やその会員に対し、自らフラダンス等の

指導助言を行うコンサルティング契約等を締結していたが、平成 26 年 10 月 31 日に同契約は終了し、契約関係は解消された。

その際、原告は、以後は自ら作ったフラダンスの振付けを協会の会員が上演することを禁止する意向を示したが、その後も被告は、原告が作った振付けを使用することができると考え、振付けのうちの少なくとも一部をイベント等で使用することがあった。

そのため、原告が被告に対し、著作権侵害を理由とする上演差止め請求等を求めた事案である。一部認容、上演の差止及び損害賠償を認めた。

2. 争点

本件の争点は以下のとおりである。なお、本稿では、(1) の著作権侵害に関する争点のうち、主として著作物性に関する争点についてのみ検討する。

- (1) 著作権侵害に係る請求
- (2) 民法 651 条 2 項本文に基づく損害賠償請求

3. 判旨

(1) フラダンスの振付けの特徴

「フラダンスの振付けは、ハンドモーションとステップから構成されるところ、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作（一つとは限らない）が決まっており、…入門書では、フラでは手の動きには一つ一つ意味がある…とか、ハンドモーションはいわば手話のようなもので、手を中心に上半身を使って、歌詞の意味を表現する…とされてい

る。他方、ステップについては、典型的なものが存在しており（…入門書では合計16種類が紹介されている。）、入門書では、覚えたら自由に組み合わせる自分のスタイルを作ることができる…とされている。」

(2) ハンドモーションにおける作者の個性の表れ

「これらのフラダンスの特徴からすると、特定の楽曲の振付けにおいて、各歌詞に対応する箇所、当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合には、既定のハンドモーションを歌詞に合わせて当てはめたにすぎないから、その箇所の振付けを作者の個性の表れと認めることはできない。」

「フラダンスのハンドモーションが歌詞を表現するものであることからすると、ある歌詞部分の振付けについて、既定のハンドモーションどおりの動作がとられていない場合や、決まったハンドモーションがない場合であっても、同じ楽曲又は他の楽曲での同様の歌詞部分について他の振付けでとられている動作と同じものである場合には、同様の歌詞の表現として同様の振付けがされた例が他にあるのであるから、当該歌詞の表現として同様の動作をとることについて、作者の個性が表れていると認めることはできない。」

「さらに、ある歌詞部分の振付けが、既定のハンドモーションや他の類例と差異があるものであっても、それらとの差異が動作の細かな部分や目立たない部分での差異にすぎない場合には、…そのような差異をもって作者の個性の表れと認めることは相当でない。また、既定のハンドモーションや他の類例との差異が、…ありふれた変更にすぎない場合にも、それを作者の個性の表れと認めることはできない。」

「他方、…ある歌詞に対応する振付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られるものでも、それらと有意な差異がないものでもない場合には、その動作は、当該歌詞部分の振付けの動作として、当該振付けに独自のものであるか又は既存の動作に有意なアレンジを加えたものという〔ママ〕ことができるから、作者の個性が表れていると認めるのが相当である。」

(3) ステップにおける作者の個性の表れ

「以上のハンドモーションに対し、ステップについては、上記のとおり典型的なものが存在しており、…これによって歌詞を表現するものでもないから、曲想や舞踊的効果を考慮して適宜選択して組み合わせるものと考えられ、その選択の幅もさして広いものではな

い。そうすると、ステップについては、基本的にありふれた選択と組合せにすぎないというべきであり、そこに作者の個性が表れていると認めることはできない。しかし、ステップが既存のものとは顕著に異なる新規なものである場合には、ステップ自体の表現に作者の個性が表れていると認めるべきである…（なお、ステップが何らかの点で既存のものとは差異があるというだけで作者の個性を認めると、僅かに異なるだけで個性が認められるステップが乱立することになり、フラダンスの上演に支障を生じかねないから、ステップ自体に作者の個性を認めるためには、既存のものとは顕著に異なることを要すると解するのが相当である。）。また、ハンドモーションにステップを組み合わせることにより、歌詞の表現を顕著に増幅したり、舞踊的效果を顕著に高めたりしていると認められる場合には、ハンドモーションとステップを一体のものとして、当該振付けの動作に作者の個性が表れていると認めるのが相当である。」

(4) フラダンスの個別の振付けの著作物性の判断

「以上のようにして、特定の歌詞部分の振付けの動作に作者の個性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度のものにすぎず、そのような一瞬の動作のみで舞踊が成立するものではないから、被告が主張するとおり、特定の歌詞部分の振付けの動作に個別に舞踊の著作物性を認めることはできない。しかし、楽曲の振付けとしてのフラダンスは、そのような作者の個性が表れている部分やそうとは認められない部分が相俟った一連の流れとして成立するものであるから、そのようなひとまとまりとしての動作の流れを対象とする場合には、舞踊として成立するものであり、その中で、作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当である。そして、本件では、原告は、楽曲に対する振付けの全体としての著作物性を主張しているから、以上のことを振付け全体を対象として検討すべきである。」

「そしてまた、このような見地からすれば、フラダンスに舞踊の著作物性が認められる場合に、その侵害が認められるためには、侵害対象とされたひとまとまりの上演内容に、作者の個性が認められる特定の歌詞対応部分の振付けの動作が含まれることが必要なのは当然であるが、それだけでは足りず、作者の個性が

表れているとはいえない部分も含めて、当該ひとままとまりの上演内容について、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踊としての特徴が感得されることを要すると解するのが相当である。」

4. 解説

(1) 舞踏の著作物

本件は、舞踏の著作物に関する裁判例である。著作権法は、舞踏について、10条1項3号で著作物の一つとして定めているが、定義規定はなく、裁判例も多くない。

著作権法10条1項3号にいう「舞踏」の著作物とは、「身振り・手振り等の体の動きを通し、振付によって思想・感情を表現した著作物」を意味するとされている⁽¹⁾。

舞踏の著作物として保護されるためには、演技の型や振付けに創作性が認められる必要があるが、人間の身振りや動作によって表現されるものである以上、表現の幅はある程度限定される事にならざるを得ない事が指摘されている⁽²⁾。

舞踏の著作物性に関する従前の裁判例としては、社交ダンスの振付けにつき、「既存のステップの組合せを基本とする社交ダンスの振付けが著作物に該当するというためには、それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要である」として、顕著な特徴を有する独創性を要求し、創作性の判断を厳格に判断したものがあつた(Shall we ダンス? 事件)⁽³⁾。また、舞踏と判示しているわけではないが、ファッションショーのモデルのポーズや動作がファッションショーにおけるポーズや動作として特段目新しいものではないとして、著作物性を否定したものがあつた(ファッションショー事件)⁽⁴⁾。

(2) 本判決における創作性の判断

本判決は、著作物性の要件の一つである創作性について、「作者の個性の表れ」が認められるかどうかで判断しており、従来の裁判例の判断を踏襲している。

そして、フラダンスの舞踏の特徴をハンドモーションとステップの二つに整理した上で、それぞれについてどのような場合に創作性が認められるかにつき詳細に検討を行っている。

このうち、ハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作が決まっている、あるいは、手話の

ようなもので、手を中心に上半身を使って歌詞の意味を表現するところに特徴があると認定した上で、①歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合や、②既定のハンドモーションや他の類例と差異があつても、細かな部分や目立たない部分にすぎない場合には、その箇所の振付けについては作者の個性が認められない、他方、①や②の要素がない振付けについては、当該振付けに独自のものであるか又は既存の動作に有意なアレンジを加えたものといふことができるから、作者の個性が表れていると認められると判示している。

これに対して、ステップについては、典型的なものが存在しており、ハンドモーションのように歌詞を前提としておらず、適宜選択の上組み合わせることが予定されていることから、選択の幅が狭いとし、基本的にはありふれた選択と組合せであることから、基本的には著作物性は認められないが、ステップが既存のものと顕著に異なる新規なものである場合には個性の表れが認められるとした。

さらに、本判決は、特定の歌詞部分の振付けの動作に作者の個性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度のものにすぎず、特定の歌詞部分の振付けの動作に個別に舞踊の著作物性を認めることはできないと判示した。その上で、作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとままとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当であるとし、本件では、原告は、楽曲に対する振付けの全体としての著作物性を主張していることから、振付け全体を対象として検討すべきであるとされた。

ハンドモーション及びステップについての個性の表れに関する規範定立については、あくまでもフラダンスという舞踏の特性に基づく判断であり、あくまでも事例判断にすぎないが、ステップに関する判断枠組みについては、著作物性の認定を厳しく判断している前掲 Shall we ダンス? 事件と共通するところもあり、舞踏の種類、あるいは構成の特性に応じて、個性の表れを判断する点において参考になる。

著作物性の認定において、個性の表れが一定程度にわたる、ひとままとまりとしての動作を対象とするところについては、直接の言及はないものの前掲 Shall we ダンス? 事件もある程度のみまとまりで事実認定を行っている点で共通する。ただ、一定程度のみまとまりを具

体的に認定するのは、実務的には難しい側面があると考えられる。

(3) 侵害（類似性）の判断

本判決は、さらに、著作物性の認定の段階だけでなく、侵害判断においても、作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、当該ひとまとまりの上演内容について、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踊としての特徴が感得されることを要すると判示した。

このような、作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、一連の流れの動作たる舞踊としての特徴の感得が要求されているところは、一般的な著作権侵害の認定とは異なる。江差追分事件最高裁判決⁽⁵⁾は、表現上の本質的な特徴を直接感得することができるかで侵害となるかを判断するが、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないとし、創作性を有しない部分についての同一性を問題にしない。

これに対して、本判決では、作者の個性が表れていない、すなわち創作性のない部分も含めてひとまとま

りの流れについて判断するとしている点に特徴がある。一般の著作物と異なる判断枠組みであり、著作権侵害が認められなくなる方向での解釈をとっている。この点は、舞踏については、もともと人間の身振りや動作によるもので表現の幅が狭いことから、類似性の判断を狭くすることを考慮しているものと考えられる。

舞踏の著作物については、裁判例も少ないことから、今後の同種事例を検討する上で参考となる裁判例である。

以上

(注)

(1) 中山信弘『著作権法』第2版 88頁

(2) 島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門第2版』39頁

(3) 東京地判平成24年2月28日（最高裁HP）〔Shall we ダンス？事件〕

(4) 知財高判平成26年8月28日（判時2238号91頁）〔ファッションショー事件〕

(5) 最判平成13年6月28日（民集55巻4号837頁）〔江差追分事件：上告審〕

（原稿受領 2019.7.31）